

令和6年度益田市林地台帳更新及びシステム構築業務
公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は「令和6年度益田市林地台帳更新及びシステム構築業務」（以下、「本業務」という。）について、林地台帳管理に関するシステム構築における高度な知識と豊富な経験を有し、優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度益田市林地台帳更新及びシステム構築業務

(2) 業務目的

市町村は、その所掌事務を的確に行うため、地域森林計画の対象となっている民有林において、一筆の森林の土地ごとに所有者の氏名又は名称、住所、土地の所在、地番、地目及び面積、土地の境界に関する測量の実施状況、その他法令等で定める事項を記載した林地台帳と森林の土地に関する地図を作成し、公表することが義務づけられている。

本業務は、発注者の林地台帳及び林地台帳地図の情報の更新を行い、その情報を管理する地図情報システム（以下、GISという。）を構築することにより、施業集約化及び森林施業の効率化に資する情報を整備することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和6年度益田市林地台帳更新及びシステム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、仕様書は委託者が業務の成果として求める最低限の内容を示しており、本プロポーザルにおける特定者の技術提案内容に応じて変更があるものとする。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日（金）まで

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

25,043,000円

(6) 事務局

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

益田市 産業経済部 農林水産課 林業水産係

T E L 0856-31-0313 F A X 0856-24-0452

E-mail : nosui@city.masuda.lg.jp

3 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国内に法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 令和5・6年度益田市の入札参加資格者の名簿の登録があること。また、公募の参加申請と同時に登録手続きを行うことも可とする。
- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「森林土木部門」の登録を受けている者。
- (5) 林地台帳及び地図整備マニュアル（林野庁）公表後（平成28年10月1日～令和6年3月31日まで）において、地方自治体発注の以下の2業務の両方を受注した実績を有する者。なお、昨年度から継続して業務を履行しているものは実績として含む。
 - ① 林地台帳（林地台帳地図を含む）の整備または更新をした業務
 - ② 林地台帳（林地台帳地図を含む）を管理するGISを構築した業務
- (6) 法人及びその役員又は設置事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 過去6ヶ月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- (9) 破産法（平成15年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 公表の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (11) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
 - ①管理技術者
 - ・技術士（森林部門または情報工学部門）の資格を有する者。
 - ②照査技術者
 - ・技術士（情報工学部門）または高度情報処理技術者（スキルレベル4）の資格を有する者。
 - ③主たる担当技術者
 - ・資格を問わないが、計画図書などに基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

4 実施スケジュール

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、益田市公式 Web サイトにおいて告知する。

	実施内容	日程
一 次 審 査	公募開始（実施要領等の配付）	令和6年6月14日(金)
	参加表明書の受付期間	令和6年6月14日(金)～ 令和6年6月24日(月)17時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	令和6年6月14日(金)～ 令和6年6月18日(火)17時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和6年6月20日(木)
	参加資格の確認通知(第1次審査結果発表)	令和6年6月27日(木)
二 次 審 査	企画提案書の提出期間	令和6年6月27日(木)～ 令和6年7月12日(金)17時
	企画提案書等に関する質問書受付期間	令和6年6月27日(木)～ 令和6年7月1日(月)12時
	企画提案等に関する質問書の回答期限	令和6年7月5日(金)
	第2次審査(プレゼンテーション)	令和6年7月16日(火)
	選定結果の通知	令和6年7月19日(金)
	契約締結	令和6年7月下旬予定

5 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は益田市公式 Web サイトからダウンロードすること。(https://www.city.masuda.lg.jp/)

6 参加表明書（第1次審査必要書類）の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月24日(月)17時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 6部(正本1部)
 - (ア) 参加表明書(様式第1号)
 - (イ) 会社概要書(様式第2号)
 - (ウ) 業務実績書(様式第3-1号から3-3号)
 - (エ) 業務実施体制(様式第4-1、4-2号)

- (オ) 誓約書（様式第5号）
- (キ) 法人登記簿謄本
- (ク) 財務諸表
- (ケ) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
- (コ) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書
- (サ) 業務機能確認表及び機能要件確認表（様式第11号）
- ① 6部提出（正本1部）
- ② オリジナルエクセルデータの提出（CD-R等の電子媒体あるいはメール送付）

7 企画提案書（第2次審査必要書類）の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月12日（金）17時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類
 - (ア) 企画提案書（様式第6号）
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
 - (イ) 企画提案書（様式第7-1号から7-4号）
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
 - ② 両面印刷で10枚（20ページ）以内。記載欄は適宜拡大可。
 - ③ カラー可、図、絵、写真等の使用は可。
 - ④ フォントのサイズは10.5ポイント以上、ただし図内のフォントは自由とする。
 - (ウ) 提案価格書（様式8-1から様式8-4）
 - ① 6部提出（正本1部・副本5部（副本はコピー可））
 - ② 本業務の費用、及び令和6年度以降の保守運用費について作成すること。
 - ③ 内訳書について、項目、数量、単価、諸経費がわかるように記載すること。様式は自由とする。

8 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式第9号）により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和6年6月18日（火）17時（必着）
 - 【企画提案書に関する質問】 令和6年7月1日（月）12時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出様式 質問書（様式第9号）
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこと。なお、電子メールの表題は「令和6年度益田

市林地台帳更新及びシステム構築業務質問書（事業者名）」とすること。
また、質問書をメールした場合には、事務局に電話で確認すること。

(5) 回答期限

【参加表明書等に関する質問】 令和6年6月20日（木）

【企画提案書に関する質問】 令和6年7月5日（金）

(6) 回答方法

【参加表明書に関する回答】 益田市公式 Web サイトで公開

【企画提案書に関する回答】 益田市公式 Web サイトで公開

9 審査及び評価

(1) 選定委員会の設置

市職員5名で構成する令和6年度益田市林地台帳更新及びシステム構築業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加資格、提案内容等について総合的に審査を行う。

(2) 第1次審査

(ア) 提出書類に基づき審査を行う。選定委員が「評価基準（第1次審査）」に基づき審査をする。応募者が5者以上になった場合、上位5者を選定する。

(イ) 第1次審査結果は、令和6年6月27日（木）に第1次審査通過者に提出依頼通知書（様式第11号）をもって通知する。

(ウ) 審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

(3) 第2次審査

企画提案書提出後、応募者から企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。

(ア) 開催期日 令和6年7月16日（火）

開催場所 益田市役所本館3階 第1会議室

(イ) 時間構成 発表時間 30分程度

（プレゼンテーション 20分、ヒアリング 10分程度）

(ウ) 留意事項

- ・プレゼン等は5名以内（パソコン操作員を含む）とし、プロジェクタ、スクリーン、電源及び LGWAN 環境パソコンは本市で準備するが、設定は応募者で実施すること。また、その他の機器が必要な場合は、応募者側で準備すること。
- ・提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明の内容を選定委員が「評価基準（第2次審査）」に基づき審査する。
- ・評価点（第1次審査と第2次審査の合計点）の最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。

- ・順位が同位の場合は、評価点を同点とし、次点の評価を欠点とする。
- ・評価は非公開により実施する。

(エ) 第2次審査結果は令和6年7月19日(金)に、書面により応募者全員に通知することとし、選考結果については益田市公式Webサイトで公開する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

10 その他事項

- (1) 6による参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届(様式第10号)を提出すること。
- (2) 市は、本公募における郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 提案に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属する。
- (5) 企画提案書その他の提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。
- (6) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。